不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング 20 階

日本リテールファン ド投資法人 難波修-執 行 役 員 代表者名 (コード番号 8953)

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 代表取締役社長 代表者名 辻 今 リテール本部長 E-mail:jrf-8953.ir@mc-ubs.com TEL. 03-5293-7081

## 賃料減額訴訟における和解成立のお知らせ【大阪心斎橋 8953 ビル】

日本リテールファンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、運用資産である「大阪心斎橋8953 ビル」(以下「本物件」といいます。)の賃借人である株式会社東急ハンズ(以下「本賃借人」といいます。) より、本物件の信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社を通じ、賃料減額訴訟の提起を受けておりま したが、本日、大阪地方裁判所にて和解が成立しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

### 1. 訴訟の経緯

本投資法人は、平成23年11月24日付「本投資法人に対する賃料減額訴訟の提起に関するお知らせ【大 阪心斎橋 8953 ビル】」でお知らせした通り、平成 23 年 11 月 1 日付で、本賃借人より平成 21 年 12 月分 以降平成22年12月26日までの分の賃料及び駐車場使用料につき現行比20%、平成22年12月27日分 以降につき現行比30%の減額を求める賃料減額訴訟の提起を受けました。

本投資法人は、本賃借人による当該減額請求は平成11年2月4日付建物賃貸借契約書(その後の変更 も含め、以下「原契約」といいます。)上の賃料改定条項に反するものであり、またその請求は妥当性を 欠くとの考えから、裁判手続きにおいて、信託受託者を通じてその旨を主張してまいりましたが、この 度、裁判所より第三者鑑定に基づく内容での和解の勧告がありました。本投資法人は本賃借人より相当 の譲歩を引き出すことができたことから、今後訴訟を長引かせず和解することが最良と判断し、下記の 内容にて和解が成立するに至りました。

#### 2. 主な和解の内容

(1) 賃料の変更 : 平成 26 年 12 月 1 日 (和解日) 以降の月額賃料及び駐車場使用料を現行比

△10.45%とする。

(2) 賃料の改定 : 原契約に基づく次回の賃料及び駐車場使用料の改定可能日は平成 29 年 12 月

1日に変更し、以後も同日から3年経過毎に変更する。

(3) 解決金の支払い :本投資法人(信託受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社)は、本件に係る解

決金として 438 百万円を本賃借人に支払う。

なお、原契約において定める賃料改定条項に基づき、全国消費者物価指数の変動率等を勘案した63百 万円を仮受金として平成27年2月期(第26期:平成26年9月1日~平成27年2月28日)で見込んで います。このため、今回の解決金438百万円については、本仮受金分を控除した375百万円を特別損失 として計上する予定です。

#### 3. 今後の見通し

本和解により、本投資法人が平成 26 年 10 月 14 日に公表した平成 27 年 2 月期 (第 26 期:平成 26 年 9 月1日~平成27年2月28日) の運用状況の予想に与える影響は△375百万円ですが、本日付「国内不動 産信託受益権の一部譲渡に関するお知らせ【イオンモール神戸北】」にて公表した物件の一部譲渡による 影響(譲渡益+784 百万円、譲渡に伴う償却後 NOI への影響額△48 百万円)と本件による影響(△375 百 万円)とを併せ、今般運用状況の予想を見直した結果、ポートフォリオ安定化のための施策等に充当する 可能性があること等により、予想の変更はいたしません。なお、当該施策について決定した場合には、改 めてお知らせいたします。

また、平成27年8月期(第27期:平成27年3月1日~平成27年8月31日)における運用状況の予 想に与える影響は軽微であり、予想の変更はありません。

以上

# 日本リテールファンド投資法人

三菱商事 UBS リアルティ

PC サイト: http://www.jrf-reit.com/ モバイルサイト: http://www.jrf-reit.com/m/ メール配信登録:

http://www.jrf-reit.com/ir/R01 regist.html

1